

事業概要

令和2年度 公共施設等支援事業メニュー（予定・抜粋）

木造公共施設関連の支援事業(補助メニュー)について

①木の香る快適な公共施設等整備事業【森林・環境税事業】

②県産材需要拡大施設等整備事業(公共施設等木造化支援タイプ)【県単独事業】

	木造化	内装木質化
対象施設	教育関連施設(幼稚園・小・中学校・高等学校(体育館含)等) 福祉関連施設(保育園・こども園、老人ホーム、障がい者グループホーム等)	
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等	
面積要件	○教育関連施設 延床面積が概ね500㎡以上(但し「木造化」については、延床面積が概ね2,000㎡未満で、かつ準耐火構造の規制を受けない施設については補助対象外) ○福祉関連施設 延床面積が概ね300㎡以上	
県産材 使用基準	・木質部材の70%(県産材需要拡大事業は80%)以上 に「ぎふ証明材」 ・主要構造材は、原則としてJAS製品またはぎふ性能表示材	・延床面積50%(県産材需要拡大事業は60%) 以上の木質化 ・木材は原則として「ぎふ証明材」 ・床、壁、天井のうち2箇所以上を木質化
補助額	17,000円/㎡(上限30,000千円)	10,000円/㎡(上限30,000千円)
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能(ただし、林野庁の補助金は除く) ・既存施設の増改築事業も対象	
他省庁の 補助金名	・学校施設環境改善交付金【文部科学省】 ・安心こども基金【厚生労働省】 ・社会資本整備交付金【国土交通省】 ・地域介護・福祉空間整備交付金【厚生労働省】	
備考		